

京都市消防職員の職名等に関する規程

昭 和 6 1 年 3 月 3 1 日  
京都市消防局訓令乙第 1 6 号  
各 部  
消防団・自主防災推進室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の職名等に関する規程を次のように定める。

京都市消防職員の職名等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防職員（以下「消防職員」という。）の職名等に関し必要な事項を定める。

(職名)

第 2 条 消防職員の職名は、次の表のとおりとする。ただし、次の表に掲げる職に任命されていない職員の職名は、辞令を用いることなく、〃〃部〃〃課（又はこれに相当する組織の名称）職員とする。

| 職 名 |                                | 摘 要        |
|-----|--------------------------------|------------|
| 1   | 京都市消防局組織規則及び京都市消防署組織規程に定めるとおり。 | 勤務辞令を用いない。 |
| 2   | 整備主任者、主任                       | 勤務辞令を用いる。  |

(職種)

第 3 条 消防職員（消防吏員である者を除く。）の職種は、次の表のとおりとする。

| 職 種 名               | 摘 要       |
|---------------------|-----------|
| 事務職員、技術職員、技能職員、業務職員 | 勤務辞令を用いる。 |

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 2 4 年 4 月 1 日において現に統括主任の職名にある者（技能職員及び業務職員を除く。）については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

3 平成 2 5 年 4 月 1 日において現に統括主任の職名にある者については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

(関係規程の廃止)

4 消防吏員以外の消防職員の身分に関する規程は、廃止する。

附 則（平成14年5月20日京都市消防局訓令乙第1号）  
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に統括事務員、統括技能員又は統括業務員の職名にある者については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、統括主任を命じられたものとし、主任事務員、主任技能員又は主任業務員の職名にある者については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）  
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号）  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第17号）  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日京都市消防局訓令乙第9号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日京都市消防局訓令乙第23号）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年4月1日において現に京都市職員給与条例別表第1の1の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級である職員については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）  
この訓令は、令和4年7月1日から施行する。